

平成31年度事業計画書

わが国の金融情報システムを取り巻く環境は、年々急速に変化している。金融業務の高度化や多様化に伴い金融機関等の情報システムがますます複雑化、精緻化している中で、情報システムは業務遂行上必要不可欠なインフラであるとの認識に立ち、そのあり方について不断の検討と見直しを行うことは、金融機関等の重要な経営課題となっている。

一方、金融情報システムを取り巻くリスク環境は、サイバー攻撃やマルウェア被害の増大等、ますます厳しさを増しており、情報セキュリティ強化に向けた取組みが求められている。

また、近年、オープンAPI・AI・ブロックチェーンなど、いわゆるFinTechと呼ばれるIT技術を活用した革新的な金融サービスへの取組みが活発化し、スマートデバイスを利用した新しいサービスも次々と誕生している。さらに、クラウドを含む外部委託を活用する金融機関等が増加している。こうした中、外部委託や外部サービスの利用等にかかるリスク管理のあり方、RPAによる業務効率化、データ利活用・データ保護、IT人材の確保・育成等を課題として挙げる金融機関等が少なくない。

このような環境下において、金融機関等は、強固なセキュリティ対策や適切なシステムリスク管理と厳正なシステム監査の実施により、金融情報システムの安全性・安定性を確保しつつ、多様な利用者ニーズに対応する高度な金融商品・サービスの提供や複雑化するリスク管理等のために、金融情報システムを効果的・効率的に活用することが必要である。

以上のような状況を踏まえ、以下のような活動を行う。

1. 当面の主要課題と対応

(1) サイバー攻撃への対応

サイバー攻撃が日々高度化・巧妙化し続けている中、金融機関等は2020年東京オリンピック・パラリンピックを控え、迅速かつ確実に対応するため、より実効性のある対応態勢を整備する必要がある。これを支援するため、以下の3つの活動を通じてサイバーセキュリティ関係の情報収集・還元を実施する。

- ① 国内外金融機関等における最新のサイバーセキュリティに係る参考情報や「インシデント情報」の収集・連携、還元
- ② サイバーセキュリティワークショップの開催
- ③ 『TLPT（脅威ベースのペネトレーションテスト）実施にあたっての手引書（案）』の策定検討

なお、主として地域金融機関等をターゲットとした「サイバーセキュリティワークショップ」については、昨年と同内容のものを「基礎編」として引き続き開催することに加えて、リスク評価や脆弱性情報等の収集・分析など平時の運用含めた態勢整備の実効性を高めることを狙った会員向けの「ステップアップ編」を新たに開催する。

(2) FinTech・新技術等への対応

FinTech と総称される IT を活用した革新的な金融サービスの取組みや、デジタルイノベーションの基盤となる IT 技術の動向等について、調査・研究を継続し、適宜情報を還元していくとともに、適切な安全対策が実施されるよう必要な対応を行う。

オープン API については、「API 接続チェックリスト（試行版）」の見直しを行い、確定版として平成 30 年 10 月に「API 接続チェックリスト（2018 年 10 月版）」を取りまとめた。引き続き、チェックリストの活用状況や、新たなユースケースの出現動向、オープン API の標準化動向などをフォローし、必要に応じてチェックリストの見直しを行う。

ブロックチェーンについては、平成 30 年度に開催したワーキンググループにおいて、金融業務・サービスでの活用に向けた課題や安全対策上の留意点等について議論を行った。引き続き、金融機関及び IT ベンダーの取組みや、海外における導入事例などについて継続的な調査を行うとともに、安全対策のあり方についても検討を深めていく。

また、AI や RPA 等についても国内外の導入事例や技術動向について継続する調査・研究を行う。

さらに、今後の国際イベント開催（ラグビーワールドカップ 2019、2020 年東京オリンピック・パラリンピック、2025 年大阪万博）を控え、今後ますますの進展が予想されるキャッシュレス決済（モバイル決済・QR コード決済等）を含め、決済の高度化に関する動向について調査する。これに合わせて安全対策基準の改訂の必要性の有無についても検討する。

(3) 新安全対策基準の改訂、コンテプラン手引書の改訂

平成 30 年 3 月の『金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書（第 9 版）』発刊後に、継続検討課題とした会員意見等や金融機関を取り巻く環境変化に対応して、平成 31 年 3 月に改訂版を発刊する予定である。

今回の改訂の大きなテーマとして、パスワード定期変更の取扱いに関する問題を取り上げたことに加え、進展するキャッシュレス決済化の動向を踏まえた、QR コード決済に関する基準の追加などに対応した。これらについては、例年同様以下の活動を通じて普及を推進する。

- ① 全国説明会・地区別セミナー・訪問サービス等での説明
- ② 「安全対策基準（FAQ）」をホームページに掲載（継続）

また、リスクベースアプローチについて、業態を拡大し事例の収集と還元を引き続き行う。

今後は、外部サービスの利用増加に伴い、インシデントの原因やリスクが多様化していることを踏まえ、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」の改訂を検討する。

(4) システム監査基準の普及

システム監査の普及に伴い、昭和 62 年 7 月に発刊した『金融機関等のシステム監査指針』を新たに『金融機関等のシステム監査基準』として刷新し、平成 31 年 3 月に発刊する予定である。システム監査基準では、IT ガバナンスに係る監査の必要性を訴えるとともに、監査人の行為規範を示しながら経営戦略の推進にあたっての監査機能の重要性に言及している。32 年ぶりの大幅な改

訂となることから、以下の活動を通じて幅広い理解と普及を図っていく。また、国内外の金融機関等の動向や外部監査人の事例を調査し、好取組事例を紹介する。

- ① 全国説明会・地区別セミナー・訪問サービス等での説明
- ② 好取組事例をホームページに掲載

また、『金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書（第9版）』および『金融機関等のシステム監査基準』において焦点を当てた IT ガバナンスについて、有識者の知見を得ながら、好事例等の調査・研究を行う。

(5) データ利活用・データ保護

わが国では、情報銀行等、個人の関与の下でデータの流通・活用を進める仕組みの整備に取り組むとしており、金融審議会金融制度スタディグループにおいて、金融機関による情報の利活用に係る制度整備について議論がなされた。政府内での幅広い議論を踏まえた制度整備・法規制の動向や、新たな業務・サービスの提供に向けた金融機関の取組み等を調査する。

一方、諸外国では、個人データの越境移転規制や規制国内でのデータ保管を義務付けるデータローカライゼーション規制といったデータ保護強化の動きが見られる。日本国内においても、データ保護強化を目的に、重要インフラに関する「安全基準等策定指針」を改訂することや、データの重要性に応じたクラウドサービスの安全性評価を行うことについて検討が進められている。こうしたデータ保護に関する国内外の規制等が、データ管理や外部委託・クラウド管理など、金融情報システムの安全対策に及ぼす影響についても調査する。

これらデータ利活用・データ保護に関する調査も踏まえて、安全対策のあり方について議論し、安全対策基準等への反映の要否を検討する。

(6) IT 人材の確保・育成

経営戦略と IT 戦略が一体化する中、IT 人材の確保・育成は金融機関の重要な課題となっている。こうしたことから、「金融機関等における IT 人材の確保・育成計画の策定のための手引書」の考え方やその活用方法等の普及を推進する。

また、金融機関等がより効果的に本手引書を利用できるよう、IT 人材の確保・育成に関する金融機関の具体的な取組事例を収集・整理し、レポート公表（サイバー人材を含む）を行う。

(7) IT 投資効果等の評価

効果的・効率的な IT 投資を行う上で必要となる、IT 投資の効果を評価する枠組み等について、引き続き調査・研究を行う。平成 30 年度については、当センターが毎年実施している金融機関アンケートのデータの活用により、業態別の IT 投資の分析結果を調査レポートにて還元した。金融機関の IT 投資における調達方法が多様化する現在の環境を踏まえ、当該アンケートの内容の見直しを実施する。

(8) 海外における安全対策基準等の調査

海外における金融情報システムに関する安全対策基準等の動向を、引き続きフォローしていく。

Ⅱ. 情報還元・情報交流

(1) 出版物

金融情報システムに関する調査・研究の成果や当センターの活動を、レポート等の形でホームページに随時掲載することで、従来にも増してタイムリーな情報還元に努める。

なお、機関誌については、今年度中に公表した各種レポートを取りまとめた『金融情報システム』（2020年3月発刊予定）、金融機関アンケート調査結果を掲載した『金融情報システム（金融機関アンケート調査結果）』（2019年11月発刊予定）を発刊する。

また、金融情報システムの現状等を網羅的にまとめた『金融情報システム白書』を発刊する（2019年12月発刊予定）。

(2) ガイドライン検索システム

平成31年3月に発刊予定の「システム監査基準」及び「安全対策基準（第9版改訂）」をガイドライン検索システムに取り込み、2019年5月にリリースする。また、平成31年度に検討を開始する「安全対策基準」の改訂（設備基準）等について、すみやかにガイドライン検索システムに取り込むための準備を進める。

(3) 説明会・講演会・訪問サービス等

① 説明会の開催

『金融機関等のシステム監査基準』の内容及び『金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書（第9版）』の改訂内容について、全国各地で説明会（全国説明会）を開催し解説する。

また、サイバーセキュリティワークショップを各地で開催する。

② 講演会の開催

金融情報システムに関連する最新の知見を会員に還元するため、国内外の有識者等を招致した講演会を開催する。

③ 各種研修セミナーの開催

新任システム担当者セミナー、システムマネジメントセミナー、エグゼクティブセミナー、システム監査セミナー（実務者コース、アドバンスコース）、FISCセミナー及び地区別セミナーを開催する。また、FISCの調査研究内容を広く会員の皆様に知っていただくため、調査研究レポート発表会を新設する。

④ 訪問サービスの開催

金融情報システムに関する情報提供や会員企業との情報交流を行う場として、訪問サービスの認知度を高めるとともに、内容の充実を図る。

(4) 他機関との連携

関係各省庁、日本銀行、業界団体のほか、海外の金融監督当局や関連機関等との連携を行い、金融情報システムに関する個別論点の意見交換を行うとともに、活動面での協力を強化する。